

令和4年度 教育委員会 第22回定例会 議案

- 1 日 時 令和5年3月23日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2) 議 案

<非>第43号議案 令和5年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 … 非

- (3) 報告事項
- (4) 閉 会



第22回定例会 報告事項

番号	項目	Page
報告 事項1	博物館の登録に関する規則の改正	P 1
配付 報告 1	静岡県教育委員会組織規則の一部改正	P23
配付 報告 2	静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正	P25
配付 報告 3	静岡県立清水南高等学校における演劇専攻設置基本計画	P27



博物館の登録に関する規則の一部改正

(社会教育課)

1 改正の理由及び必要性

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会規則の一部改正を行う。

2 改正の内容

- ・新たに法で規定されたことにより重複する内容の条項は削除する。(旧規則第2条、第7条及び第8条関係)
- ・運営状況についての、教育委員会への報告の方法を定める。(第4条関係)
- ・博物館登録申請書第1号及び第2号様式における添付書類を修正する。(第1条 関係)
- ・見出しを追加する。
- ・その他、法改正に伴う、必要な改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

博物館法の一部を改正する法律の概要



趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて<u>文化芸術基本法の精神に基づくこと</u>を 定める「第1条」。
- 博物館の事業に<u>博物館資料のデジタル・アーカイブ化</u>を追加するとともに、<u>他の博物館等と連携すること</u>、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする[第3条]。

Ⅱ 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた<u>博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できる</u>こととするとともに[第2条]、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては<u>博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査する</u>こととし【第13条第1項第3~5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、<u>登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴か</u>なければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、<u>博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告</u>しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17~19条】。

Ⅲ その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする 【第6条】。
- 国·都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする[第7 条]。
- 博物館に相当する施設として指定された施設(指定施設)について、他の博物館等との連携を努力 義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日·経過措置

施行期日:令和5年4月1日

経過措置:既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法改正に伴う対応

(社会教育課)

1 概 要

博物館法の一部を改正する法律の施行(令和5年4月1日)により、以下の対応が必要となる。

- ・県規則の改正、及び基準の策定(令和5年3月)
- ・既に登録博物館の許認可を受けている博物館については、(令和10年3月31日までの5年間)に改めて登録の審査を行う【義務】
- ・既に相当施設の指定を受けている博物館(みなし指定施設)については、経過措置の間(登録博物館と同様)に、指定の審査要件を満たしているか教育委員会の確認を受けるように努める【努力義務】
- ・登録博物館による定期報告 ※県立博物館は除外(法第21条)

2 対 応

- (1) 登録博物館の新審査基準に基づく再登録審査
 - ・該当 18 館 (登録博物館 27 館のうち静岡・浜松市内 9 館を除く)
 - ・実地調査と学識経験者の意見聴取
- (2) みなし指定施設の再確認
 - ・該当9館 (指定施設16館のうち静岡・浜松市内7館を除く)
- (3) 登録博物館の定期報告
 - ・登録博物館の定期報告の義務化に伴い、定期報告の頻度、方法を決定し、登録手続き以後に実施していく必要がある。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和27年静岡県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条 博物館法 (昭和26年法律第285号。以下 「法」という。) 第10条の規定による登録を受けようとするものは、公立博物館にあつては別記第1号様式、私立博物館にあつては別記第2号様式による登録申請書を静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。 第2条 教育委員会は法第12条に規定する登録要件の審査に当り、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。

第3条 (略)

第4条 (略)

- 第5条 法第14条第2項の規定による陳述の機会は口頭及び文書によるものとする。
- 2 前項の規定による指示に対し、その指示し た日より15日以内に何等の意志表示のないと きは、陳述の意思のないものとみなす。
- 3 登録の取消の場合は第2条の規定を準用す

改正後

(登録の申請)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第11条の規定による登録を受けようとする者は、公立博物館にあつては別記第1号様式、私立博物館にあつては別記第2号様式による登録申請書を静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(登録の通知)

第2条 (略)

(変更の届出)

第3条 (略)

(教育委員会への定期報告)

第4条 法第16条の規定により運営状況について報告する博物館の設置者は、教育委員会が別に定める期限までに、年報及び収支報告書等の資料を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 教育委員会は、法第19条第1項の規定 により登録の取消しをしたときは、別記第7 号様式により当該博物館の設置者に対し、そ の旨を通知しなければならない。 る。

- 4 教育委員会は登録の取消をしたときは、別 記第7号様式により当該博物館の設置者に対 し、その旨を通知しなければならない。
- 第6条 博物館を廃止したときは、別記第8号 様式により<u>すみやかに</u>教育委員会に届け出なければならない。
- **第7条** 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。
 - | 法第10条の規定による登録をしたとき
 - <u>は 法第13条第2項の規定による変更登録を</u> したとき
 - ③ 法第14条第1項の規定による登録の取消 をしたとき
- 第8条 博物館の設置者は、教育委員会の求め に応じて、必要な事項について報告しなけれ ばならない。

ばならない。 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

(博物館の廃止)

第6条 <u>博物館の設置者は、</u>博物館を廃止した ときは、別記第8号様式により<u>速やかに</u>教育 委員会に届け出なければならない。

別記第1号様式

博物館登録申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 殿

設置者 氏名

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

法第12条の規定により次の書類を添付し、前記のとおり登録を申請します。

記

- 1 館則の写し
- 2 設置条例又は登記事項証明書
- 3 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 4 博物館資料の目録
- 5 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 6 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 7 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 8 組織図等の博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 9 職員への研修の実施計画又は実績
- 10 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 11 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類(借用している場合は、契約書等の書類)
- 12 防災及び防犯並びに多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

備考 博物館資料目録は次の様式によること。

博物館資料目録

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

注 詳細な資料目録の内訳は、別に添付することが望ましい。

別記第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 殿

設置者 氏名

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

法第12条の規定により次の書類を添付し、前記のとおり登録を申請します。

記

- 1 館則の写し
- 2 法人登記事項証明書
- 3 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- 4 民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書 類
- 5 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 6 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 7 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 8 博物館資料の目録
- 9 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 10 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 11 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 12 組織図等の博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 13 職員への研修の実施計画又は実績
- 14 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 15 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類(借用している場合は、契約書等の書類)
- 16 防災及び防犯並びに多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 備考 博物館資料目録の様式は別記第1号様式に示すところによる。

第3号様式中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「別記第6号様式」に、「博物館法第13条第1項」を「法第15条第1項」 に改める。

第7号様式中「第7号様式」を「別記第7号様式」に、「博物館法第14条第1項」を「法第19条第1項」 に改める。

第8号様式中「第8号様式」を「別記第8号様式」に、「博物館法第15条第1項」を「法第20条第1項」 に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参考資料)

博物館の登録に関する規則の一部改正 新 旧 対 照 表

規則名 博物館の登録に関する規則

	改	正	前
第3号様式			

博物館登録原簿

事項	登録			登録変更			登録変更					
	年月日			年月日	年月日	年	月	日	年月日	年	月	日
	記号番号	第	号									
設置者の名												
称及び住所												
名称												
所在地												
備考												

対 照 表

			ī	<u></u>	Ī	<u> </u>	後						
別記第3号様	式					_							
													
				博	物館登	於録原簿							
事項	登録					登録変更				登録変更			
事 快	年月日			年月日		年月日	年	月	日	年月日	年	月	月
	記号番号	第	号	171 H		171 H	'	71		1) 1 1	'	/1	
設置者の名		217									II.		
称及び住所													
名称													
所在地													
備考													

規則名 博物館の登録に関する規則

	改	正	前				
第4号様式				<u>—</u>			
	博物	館登録通知					
					<u></u>	H	_
殿					年	月	日
<i> </i> "5X							
年 月 に登録したので通知す	日付申請のあつた貴博物館 る。	詳は 年	月	日登録番号第	静岡県 号をも	教育委員って原	員会 〔簿

	改	正	後				
別記第4号様式							
	博物	馆登録通知					
					年	月	日
殿					'	,,	
					静岡県	教育委	員会
年 月 日付申請のあ に登録したので通知する。	っつた貴博物館	館は 年	月	日登録番号第		っつて原	

規則名 博物館の登録に関する規則

		コム		盐			
# F D # _ *		改	正	前			
<u>第5号様式</u>							
		1 11) Why &cd	7 네는 곳》 수크 그룹 쇼 p				
			非登録通知				
					年	月	日
	殿				干	月	口
	殿						
						教育委員	昌会
年	月	日付申請のあつた貴博物館	け案本の丝甲	次の理由により発得し	かいのった	3番知子	マエ - ス
+	Л	ロリ甲明ツのフル貝骨物品	は毎日の加木	の少年田により登録し	ン/よ V 'V丿 (- 地和 9	' ∂ °
			記				
			дС				

	改	正	後			
別記第5号様式						
	博物	館非登録通	知			
				年	月	日
殿						
<i>t</i> r □	ロ仏内社のとした由時間に	めいタナベ	分田火の田上により	静岡県	教育委	員会
年 月	日付申請のあつた貴博物		応未伙の埋田により登	琢しないのて	で連知す	る。
		記				

規則名 博物館の登録に関	<u>する規則</u>					
	改	正	前			
<u>第6号様式</u>						
<u> </u>	抽物館	登録申請書変更	1 屈			
	子1//	1. 型外下明盲及又	~/曲			
				年	н	п
***************************************				#	月	日
静岡県教育委員会 殿	•					
				1.		
				設置者	氏名	
博物館法第13条第1項		おり届け出まっ	す。			
変更事項の種別	変更事項の内容			変更の理由		
	変更年月日	変更事項	Į.			

博物館登録申請書変更届		改	正	後			
年 月 静岡県教育委員会 殿 設置者 氏名 <u>法第15条第1項</u> の規定により次のとおり届け出ます。 変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由	<u>记第6号様式</u>	博物館	登録申請書変更	屈			
静岡県教育委員会 殿 設置者 氏名 <u>法第15条第1項</u> の規定により次のとおり届け出ます。 変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由		14 14 14	立然 1 間 百 久 久 /	ш			
設置者 氏名 <u>法第15条第1項</u> の規定により次のとおり届け出ます。 変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由	热 岡周数玄禾昌今 [∄r.			年	月	ŀ
<u>法第15条第1項</u> の規定により次のとおり届け出ます。 変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由	时 则						
変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由					設置者	氏名	
変更事項の種別 変更事項の内容 変更の理由							
	<u>法第15条第1項</u> の規矩		け出ます。				
変更事項	と 更事項の種別		****		変更の理由		
		変更年月日	変				
					•		

	改	正		前				
<u>第7号様式</u>	ĻX.	Ш-		נונו				
为 / 匀TX工		博物館登録	お浴浴を					
		诗彻陆笠琢	以付进却					
						年	月	日
殿							71	Н
<i>門</i> 又								
					耠	副 胆 裳	故育委員	3 △
博物館法第14条第1項の規定	にことり	豊博物館の登	く録を取消	11 たので通知する		四万代	X FI X F	7.4
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(C &)	貝仔(2)5000000000000000000000000000000000000	. 此 但 4人1日	しためて過程する	0			

		改	正	後			
別記第7号様式		博物館	登録取消通知				
		14 MAN	Trydu Malla Very III			П	
	殿				年	月	日
						w	- A
 法第19条第 1	<u>項</u> の規定により貴	博物館の登録	みを取消したの	で通知する。	静尚県	教育委員	会
<u> </u>	<u></u>	14 1997-19					

規則名 博物館の登録に関する規則						
	改	正	前			
第8号様式						
<u> </u>	捕物	館廃止届				
	1371%	/以上/出/田		年	月	日
				4	月	Н
** 57 18 **						
静岡県教育委員会 殿						
				設置者	氏名	
博物館法第15条第1項の規定に	より次のとお	り届け出ます	۲,			
事項		記載欄	-			
設置者の名称及び住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
登録記号番号						
廃止年月日						-
廃止の理由						\dashv
廃止後の処置						- $ $
飛車後が延 直						

対 照 表

		 正				
別記第8号様式						
		博物館廃止届				
		14 14 24 26 22 76		年	月	日
				'	7 4	
静岡県教育委員会 殿						
				設置者	氏名	
				NE I		
法第20条第1項の規定に	より次のとおり	届け出ます。				
事項		記載欄	ij			
設置者の名称及び住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
登録記号番号						
廃止年月日						
廃止の理由						
廃止後の処置						

白

紙

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

(教育総務課)

1 改正の理由

令和5年度教育委員会事務局の組織の見直しに伴い必要な改正を行う。

2 改正の概要

(1) 教育部の職及び組織の改正 (第6条、第7条関係)

現行	改正後
教育部長	教育部長
教育監	教育監
参事(政策管理担当)	理事(政策管理担当)
	理事(新図書館担当)
参事(学校教育担当)	参事(学校教育担当)
(政策管理)	(政策管理)
教育総務課	教育総務課
教育政策課	教育政策課
教育DX推進課	教育DX推進課
財務課	財務課
教育厚生課	教育厚生課
教育施設課	教育施設課
社会教育課	社会教育課
	(新図書館)
	新図書館整備課
(学校教育)	(学校教育)
義務教育課	義務教育課
高校教育課	高校教育課
特別支援教育課	特別支援教育課
健康体育課	健康体育課

(2) その他、その他所要の改正を行う

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

白

紙

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

(教育総務課)

1 令和5年度組織改編に伴う改正

令和5年度組織改編により新たな職の設置(下記のとおり)に伴い、当該職の決裁等に係る役割を明確にするため、決裁区分について、改正を行う。

現行	改正後
教育部長	教育部長
教育監	教育監
参事(政策管理担当)	理事(政策管理担当)
	理事 (新図書館担当)
参事(学校教育担当)	参事(学校教育担当)
(政策管理)	(政策管理)
教育総務課	教育総務課
教育政策課	教育政策課
教育DX推進課	教育DX推進課
財務課	財務課
教育厚生課	教育厚生課
教育施設課	教育施設課
社会教育課	社会教育課
	(新図書館)
	新図書館整備課
(学校教育)	(学校教育)
義務教育課	義務教育課
高校教育課	高校教育課
特別支援教育課	特別支援教育課
健康体育課	健康体育課

2 その他改正

本庁の「主管課長」の専決事項について、本庁で処理すべき育児休業等の服務管理※ の事務処理が含まれる旨を明示する。(※育児休業、自己啓発休業、配偶者同項休業、 高齢者部分休業、育児短時間勤務等の承認等)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

白

紙

配布報告3

(件 名)

静岡県立清水南高等学校における演劇専攻設置基本計画

(高校教育課)

1 概要

- ・ 令和6年度に清水南高校芸術科に演劇専攻を設置するため、設置目的や教育課程等をとりまとめた基本計画(別紙)を策定する。
- ・ なお、計画の策定に当たっては、教育委員会(高校教育課、教育施設課)、 清水南高校、SPAC、スポーツ・文化観光部からなる基本計画作成委員 会を設置し、協議を行った。

2 基本計画の概要

設置先	静岡県立清水南高等学校 芸術科 ※
設置時期	令和6年4月
設置目的・理念	「有徳の人」の育成に向けた特色ある学びの一つとして演劇専攻を設置し、超一流の演劇アーティストとの出会いを通じて、演劇にとどまらない多様な分野で活躍する人材を育成する
人数(想定)	各学年 10 人程度(定員は定めない)
卒業後の進路 (想定)	演劇教育を通して身に付けた自己表現力等を活用して、総合型選抜入試での四年制大学進学

※清水南高校芸術科には、現在、音楽専攻・美術専攻の2専攻がある。 ここに令和6年度から演劇専攻を追加し、3専攻とする

白

紙